

薩摩川内市少子化対策・子育て支援基本条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 1 号

薩摩川内市少子化対策・子育て支援基本条例

子どもは未来を創る希望であり、かけがえのない地域の宝である。本市の全ての子どもが、美しい自然と豊かな歴史・文化の中で、夢と愛郷心を抱きながらのびのびと育ち、その笑顔が生き生きと輝き続けることは、本市で暮らす私たちの普遍の願いである。

しかしながら、近年、将来の生活への不安や、仕事と家事・育児の両立の難しさなどの様々な要因により、全国的に少子化が進行しているほか、子どもの貧困や虐待などの社会問題が顕在化し、子どもを取り巻く環境が大きく変化している。特に、これ以上の急速な少子化の進行は、若年層の人口の減少を通じて、産業や身近な地域活動などの担い手不足を招き、各地域社会の活力の維持と、時にはその存立に、深刻な影響を及ぼすおそれもある。

これらの状況は、本市においても例外ではなく、一人でも多くの市民の結婚や子どもを授かることに関する望みがかなえられ、子どもを安心して産み、育てることができる環境を整備することは、喫緊の課題である。

このような考えを踏まえ、市、事業者、地域住民など多様な主体の相互の連携の下、結婚、妊娠、出産、育児などの各段階に応じて切れ目なく支援を行うことにより、本市の未来を担う子どもが、それぞれの家庭や地域において健やかに育まれ、心豊かに成長するとともに、子どもも大人も共に笑顔で明るく暮らすことができるまちの実現を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、社会全体として少子化対策・子育て支援に取り組むため、少子化対策・子育て支援に関し、基本理念を定め、及び市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、喜びを実感しながら安心して子どもを産み、育てることができるとともに、子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう環境の整備を図り、もって豊かで活力ある持続可能な社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「少子化対策・子育て支援」とは、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、喜びを実感しながら安心して子どもを産み、育てることができ

るとともに、子どもが心身ともに健やかに成長することができる社会の形成を図るために行われる取組をいう。

（基本理念）

第3条 少子化対策・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- (1) 父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下、市、事業者、市民等が相互に連携し、及び協力して取り組むこと。
- (2) 医療、保健、福祉、教育、経済その他の各関連分野において、総合的に取り組むこと。
- (3) 結婚、出産及び育児に関する個人の意思が尊重されるよう配慮すること。
- (4) 子どもの権利を最大限に尊重し、かつ、その最善の利益を優先して考慮するとともに、全ての子どもが心身ともに健やかに育成されるよう配慮すること。
- (5) 各地域における自然的、経済的及び社会的な特性を踏まえて取り組むこと。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、少子化対策・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、各地域における創意工夫を尊重し、並びに自然的、経済的及び社会的な特性に配慮するとともに、事業者、市民等の理解と協力を得るよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、少子化対策・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、少子化対策・子育て支援に自主的かつ積極的に取り組むとともに、市が実施する少子化対策・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、子どもを産み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、少子化対策・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、市が実施する少子化対策・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、喜びを実感しながら安心して子どもを産み、育てることができるとともに、子どもが心身ともに健やかに成長することができる社会の形成に資するよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第7条 父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するものであって、子どもを心身ともに健やかに育成するとともに、市が実施する少子化

対策・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（結婚等を望む者に対する支援）

第8条 市は、事業者、市民等と連携しつつ、結婚、出産等を望む者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（母子保健医療体制の整備等）

第9条 市は、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査及び保健指導、産後ケアその他の母子保健サービスの提供体制の充実、妊産婦及び乳幼児に対する良質かつ適切な医療（助産を含む。）の提供体制の確保その他の安心して子どもを産み、育てることができる母子保健医療体制の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、不妊治療等（不妊治療及び不育治療をいう。以下同じ。）を望む者に対し、良質かつ適切な医療サービスが提供されるよう、不妊治療等に対する助成その他必要な施策を講ずるものとする。

（保育サービス等の充実等）

第10条 市は、保育サービス等を担う人材の育成及び確保並びに保育サービス等を提供する施設の整備の促進その他の子どもを産み、育てる者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等の提供体制の充実のために必要な施策を講ずるとともに、子育てに関する情報の提供及び相談の実施、子ども及び子どもを産み、育てる者が相互の交流を行う機会の確保その他の子育て支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（地域における環境の整備等）

第11条 市は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、喜びを実感しながら安心して子どもを産み、育てることができるとともに、子どもが心身ともに健やかに成長することができる地域社会の形成を図るため、地域において少子化対策・子育て支援に取り組む民間団体の支援、子どもを含めた地域住民が楽しめる催しの開催の促進、安心して子どもを遊ばせることができる広場その他の場所の確保、犯罪及び事故の防止に配慮した生活環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（教育環境の整備等）

第12条 市は、子どもが豊かな人間性を育みながら心身ともに健やかに成長することができるよう、子どもの特性等に応じた学校教育等の推進、多様な学習機会の提供その他の教育環境の整備に関し必要な施策を講ずるとともに、家庭教育等に関する情報の提供及び相談の実施その他の家庭教育の向上等のために必要な施策を講ずるものとする。

（経済的負担の軽減）

第13条 市は、子どもを産み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療、保育、教育等に要する費用についての支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（雇用環境の整備等）

第14条 市は、子どもを産み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができる雇用環境の整備を促進するため、育児休業制度等の普及及び働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備の促進等に関する表彰の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、市内での就労等を望む者の就業の促進に資するよう、雇用機会の創出、職業能力の開発の促進等を図るために必要な施策を講ずるとともに、本市への移住、定住等の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

（教育及び啓発）

第15条 市は、生命の尊厳並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における性別による固定的な役割分担等の解消の協力の重要性について市民の認識を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

（子どもの権利利益の保護等）

第16条 市は、子どもの権利利益の保護に関する広報その他の啓発活動を行うとともに、できる限り、子どもの意見を少子化対策・子育て支援の実施に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、児童虐待、いじめその他の子どもに対する人権侵害を防止し、及び早期に発見し、並びに適切かつ迅速にこれに対処するため、県その他の関係機関と連携しつつ、相談支援体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

（社会的気運の醸成等）

第17条 市は、社会全体として少子化対策・子育て支援に取り組む気運を醸成するため、少子化対策・子育て支援の重要性等に関する情報の提供、意識の啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保）

第18条 市は、少子化対策・子育て支援が適正かつ円滑に行われるとともに、少子化対策・子育て支援に係る支援が当該支援を必要とする者に対して切れ目なく行われるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び地域において少子化対策・子育て支援に取り組む民間団体その他の関係者相互の有機的な連携の確保に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。